

宍粟市地域クラブ活動サポートスタッフ等登録紹介制度

「しそカツ・リンク」利用規定

1 趣旨

本規定は、宍粟市地域クラブ活動における指導者および見守り等のサポートスタッフを確保するために設置する宍粟市地域クラブ活動サポートスタッフ等登録紹介制度（以下、「しそカツ・リンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

（１）指導者

地域クラブ活動において、技術指導およびその他の専門的な指導を行う者

（２）サポートスタッフ等

地域クラブ活動において、活動の補助、安全管理、見守り等を行う者

3 登録要件

次の（１）～（１０）に掲げる条件をすべて満たしていること。

（１）中学校部活動改革の趣旨を理解し、生徒の主体性を尊重した指導を行うこと

（２）満 18 歳以上の者（高校生を除く）であること

（３）生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう努めることができること

（４）参加する子どもたちの心身の健康管理、活動中や移動中の安全確保を徹底し、事故やトラブルの未然防止に努めることができること

（５）暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為が許されないものであることを理解し、自らこれらの行為を行わず、かつ指導者・サポートスタッフ間においてもこれらを許さないことを誓約すること

（６）暴力団排除推進条例（平成 24 年 3 月 14 日 宍粟市条例第 4 号）のいずれにも該当しない者であること

（７）学校教育法第 9 条の各号（※1）に該当しない者であること

（８）性犯罪歴事実該当者（学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号による））性犯罪歴を有する者でないこと

（９）情報の公開について異議を申し出ない者であること

（１０）上記に掲げるもののほか、「宍粟市部活動地域展開推進方針」に則った活動ができる者であること

（※1）一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者

三 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 登録手順

- (1) しそカツ・リンクに登録を希望する者（以下、「登録者」という。）(※2) は、【様式第1号】または専用フォームから、まちづくり推進課（以下、「事務局」という。）へ申請を行う。
- (2) 事務局は、申請内容を確認し適当であると認めた場合は、しそカツ・リンクに登録し、市公式サイトにて登録者の情報(※3)を公開する。なお、内容を審査するにあたり、電話等でヒアリングを行う場合がある。
- (3) 登録内容に変更が生じた場合や、登録の抹消を希望する場合は、【様式第3号】または専用フォームから手続きを行う。

(※2) 宍粟市内で活動できる者であること

(※3) 性別、年齢層、内容（指導または見守り等）、指導可能種目、活動可能校区、曜日および時間帯、自己紹介等

5 紹介依頼手順

- (1) しそカツ・リンクを利用する地域クラブの団体等（以下、「利用者」という。）(※4) は、市公式サイト内に公開されている内容から、クラブの活動条件に合う登録者を自ら選定し、【様式第2号】または専用フォームから事務局へ依頼を行う。
 - (2) 事務局は、利用者からの依頼内容が適当であると認めた場合は、個人情報等(※5)の開示を行う。
 - (3) 利用者は取得した登録者の個人情報について、目的の範囲を超えて使用してはならない。
- (※4) 宍粟市内に活動拠点を置く団体、指導者であること
(※5) 氏名、連絡先等

6 紹介後の手順

- (1) 利用者と登録者は、指導・活動にかかる詳細や双方の意向について、直接確認する。
- (2) 利用者は、紹介から2週間以内に交渉を行う。
- (3) 交渉期限内に双方が合意した場合、登録者および利用者は事務局へ報告するとともに、利用者の責任において必要書類の提出、保険の加入等の手続きを行う。
- (4) 交渉期限内に双方が合意しなかった場合は、利用者から事務局へ報告する。

7 その他

- (1) 登録申請内容に虚偽の申告等があった場合は、申請を無効とする場合がある。
- (2) 利用者からの紹介依頼に対し、事務局が登録者を選定、斡旋するようなことはしない。
- (3) 事務局は、本制度により生じた登録者・利用者間におけるトラブル等の責任は負わない。

8 問い合わせ

宍粟市役所まちづくり部まちづくり推進課地域クラブ活動推進室

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6

T E L : 0790-63-3123 F A X : 0790-63-3064 M a i l : chiikikurabu@city.shiso.lg.jp